

令和3年11月29日

唐津市内の教育・保育施設をご利用の保護者の皆様へ

唐津市長 峰 達郎
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る対応（第10版）

利用自粛のお願い

下記①～⑥の場合は、教育・保育施設の利用を自粛していただきますようお願いいたします。その際は、施設への連絡をお願いいたします。

① 子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した場合

利用自粛期間：診断を受けてから治癒し保健所の判断により定める

施設の消毒：保健所の指導を受け子育て支援課が判断し、消毒終了後施設を再開する

② 子どもが保健所や医療機関の医師が実施するPCR検査を受ける場合

利用自粛期間：検査対象に特定されてから、PCR検査の結果が出るまで

* 陰性の場合

⇒子どもが濃厚接触者に特定された場合は、保健所の指示により判断を行う

子どもが濃厚接触者に特定されなかった場合、登園できます

* 陽性の場合⇒①へ

③ 同居家族が保健所や医療機関の医師が実施するPCR検査を受ける場合

利用自粛期間：検査対象に特定されてから、PCR検査の結果が出るまで

* 陰性の場合⇒登園できます

* 陽性の場合⇒②へ

④ 子どもが念のためのPCR検査を受ける場合

対象者：②に該当せず、会社の判断や自己判断などでPCR検査を受ける方

利用自粛期間：検査を実施することが決定してから、PCR検査の結果が出るまで

* 陰性の場合⇒登園できます

* 陽性の場合⇒①へ

* ④、⑤のみに該当する場合、就労などの理由により保育が必要な方は引き続き預けることができます。

⑤ 同居家族が念のためのPCR検査を受ける場合

対象者：③に該当せず、会社の判断や自己判断などでPCR検査を受ける方

利用自粛期間：検査を実施することが決定してから、PCR検査の結果が出るまで

* 陰性の場合⇒登園できます

* 陽性の場合⇒②へ

* ④、⑤のみに該当する場合、就労などの理由により保育が必要な方は引き続き預けることができます。

⑥ 教育・保育施設が臨時休園となった場合

利用自粛期間：施設再開となるまで

登園をしなかった場合の保育料について

教育・保育施設を利用しなかった場合について、①～⑥の理由により登園を自粛された場合、保育料の日割り対応を行います。この場合、保護者様からの申請書提出を確認後、対応を行います。申請書様式については子育て支援課又は各施設にて配布しています。市ホームページにも様式を公開しておりますので、ダウンロード、印刷の上ご記入ください。記入後は、施設確認印の押印を受けただうえて、子育て支援課又は各市民センター総務・福祉課へご提出ください（郵送可）。なお、施設でPCR検査を行った場合や、登園自粛の要請を行った場合において保育料の日割り対応を行う際は、別途ご案内いたします。案内があるまで申請書は提出せずお待ちください。

日割り計算した保育料については、次のとおり対応いたします。

(1) 唐津市が保育料を徴収している場合

→ご希望する方法（翌月以降の保育料に振り替え・返金）により対応いたしますので、申請書のご記入をお願いします。

(2) 施設が保育料を徴収している場合

→各施設により対応が異なりますので、各施設へお尋ねください。

保育料が変更となる場合でも変更後の保育料のお知らせは行いませんのでご了承ください。なお、給食費などの取扱いについては各施設により対応が異なりますので、施設へお尋ねください。

保育の認定や保育料無償化に関する認定について

①～⑥の登園自粛に該当する場合、保育の必要性について特例的な取り扱いをします。特例的な取り扱いの対象となる場合は、子育て支援課(0955-72-9151)までご連絡ください。

<具体的な例>

・保育園に預けるためには月 60 時間以上の就労が必要だと思いますが、登園自粛の③に該当したため、就労実績が月 60 時間を満たすことができません。保育園は退所になりますか？

→登園自粛の①～⑥に該当する場合に限り、就労実績が月 60 時間を満たさない場合でも退所とはなりません。

新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

(1) 厚生労働省電話相談窓口

TEL：0120-565-653

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可）

(2) 唐津保健福祉事務所

TEL：0955-73-4186

受付時間：8:30～17:15（平日）

【本件に関するお問合せ】

唐津市保健福祉部子育て支援課 TEL：72-9151